

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

連絡先・春日部市大場690-3

Te1 048(737)1489

Fax 048(736)7192

e-mail:waraji@muf.biglobe.ne.jp

<http://members.at.infoseek.co.jp/TOKOnews/>

急なんですけど..... 就学、付添い、進学、支援、就労...なんでも話そう

おしゃべり会 を 白倉宅(春日部市小淵372) で

10月2日(土)午前10時にやります

夏の野外おしゃべり会に見えられた方も、おいでになれなかった方もぜひ、お子様連れでも大丈夫。車の方は048-752-7351(白倉)へご連絡いただければ駐車できる場所をお教えします。ご希望の方は、春日部駅で集まって車で送迎しますので048-737-1489(山下)までご連絡を。白倉宅への地図は巻末をご覧ください。

分け隔てられることなく
共に学び・育つために

TOKO 133号の内容

ネットワーク総合県交渉の教育分野の記録
県の就学指導結果に見る障害児教育の変遷
親3人の付き添いレポート
県教育局との交渉の感想(高校進学との関連で)
教育の欠格条項めぐり文科省交渉
誰でも参加できるイベント情報
中教審「特別支援教育」中間報告の素案が出た

埼玉県と150人のホットな話し合い(記録)

さる8月30、31日、埼玉障害者市民ネットワーク(野島久美子代表)主催の「総合県交渉」が、県庁第三講堂で開催され、「彩の国障害者プラン21」の中の6分野にわたって、県内各地から集まった障害のある人々や家族、関係者と県の各部局とが熱い応酬をくりひろげました(写真)。ここに紹介するのはそのうちの教育分野についての県の回答と質疑応答です。東部地区からもさまざまな人が発言しました。(詳しくは次ページから)

県の回答

教育局の「ノーマライゼーション」解釈は？

彩の国障害者プランでは、ノーマライゼーションとは分け隔てられることなく共にということですが、教育局としても学校・教育の場面でも、まず養護学校ありきではなく、普通学校で分け隔てられることなく一緒にということが、ノーマライゼーションと考えていますか。

特別支援教育課 渋沢

本県におけるノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進は、障害者に対する差別や偏見といった心の障壁を取り除く心のバリアフリーの教育と、障害のある児童生徒が社会で自立できる自信と力をはぐむ教育の取組みを併せ行っている。一方に偏ることなく双方の取組みがバランスよく行われることによって、本県としてのノーマライゼーションの理念に基づく教育が推進され、地域におけるノーマライゼーションの進展が図られると考えている。

分けた上での交流に使われている「支援籍」の実態

今年度、埼玉県特別支援教育振興協議会の最終報告を受けて熊谷市・坂戸市でモデル事業を行いますが、その内容は交流教育が基本になっており、「ともに学ぶ」ことから大きくかけ離れています。この交流教育の目的は何ですか。また、その対象児はどのように選んだのですか。

特別支援教育課 渋沢

支援籍の目的は障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ機会を拡大させること。今回の試行実施に当たっては盲ろう養護学校における教職員や保護者に向けての制度説明を実施し、本人のニーズや保護者の意向も踏まえながら、市教委や該当学校関係者と相談して対象児を決定してゆく。

県立高校の定員内不合格に関する協議の場を

特別支援教育振興協議会のなかで県立高校の「定員内不合格の問題」は、新たな場を設けて協議することが確認されていますが、直ちに協議の場を設けてください。

高校教育指導課 田部井

これまでと同様に、高校教育指導課が窓口となり対応していく。

県内小・中での「特別支援」の名による子ども達の品定めに疑問

県教育局は、この夏休みに県内の全小・中学校に対して、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を行わせています。調査対象とされた各クラス10人の子供やその保護者に目的と内容を明らかにして了解を得てやっているのですか。また、この調査の目的のひとつとして、「小・中学校の教職員がLD、ADHD、高機能自閉症等により特別な教育的支援を必要としている児童生徒についての理解を深め」とされていますが、75項目に及ぶチェックをさせることによりクラスの子ども達に対する特別な見方を教員に強いることで、その後の偏見・差別につながるものが危惧されますが、どう対処するのですか。この二つの疑問に明確な回答ができないなら、調査を中止し、結果を破棄してください。

県立総合教育センター 山田

県立総合教育センターの調査研究のひとつとして実施する。特にLD等を特定するものではなく、学習面、対人面などで通常の学級で支援を必要とする児童生徒の状態を把握し、今後のセンターでの教員を対象とした研修会の企画立案のための基本的なデータを得ることを目的としている。調査においてはその目的に基づいて行う予定である。

親の付き添いが強要されている

就学指導において養護学校や特殊学級が望ましいとされながら、通常学級に通っている子供は、本来そこにいるべきではない子供と扱われることによって、介助員がいなければ親が付き添いを強要されています。県として、実態をきちんと把握していますか。市町村に対して、強制するなという指導をきちんとしてください。

義務教育指導課 加藤

付き添いについては必要があるとき、保護者と校長または市町村教委の話し合いによって合意の下で付き添いをお願いすることもあると受け止めている。保護者と校長、市町村教委とが独自に約束事としていることについては、県教委が指導することにはなじまない。もし、ご指摘のような事例があれば事実の確認をしたい。

たがいに分け隔てられて育つことにより背負わされる「障害」をどう考えるか

養護学校の教育は、小学部から高等部まで多くの学校で能力別に分けられ、一般の 小・中学校、高等学校とはまったく違う授業が行われています。その結果、卒業後地域の同年代で関わろうとしても共通の話題もなく、養護学校卒業生は疎外感を感じる事がたくさんあります。このことは「障害の克服・軽減」といいながら、新たな「障害」を作るに等しいのではないのでしょうか。このことをどのように思われますか。

居住する地域との連携を推進するため特別支援教育振興協議会の検討結果を踏まえ、ノーマライゼーションの推進を図り、新たな教育システムの構築をめざすことが必要と考える。

特別支援教育課 山崎

寄宿舎

寄宿舎の今後のあり方については、いま国で行われている中央審議会専門委員会の報告を踏まえ研究してまいりたい。

余暇活動

特別支援教育課 山崎

養護学校の児童生徒の放課後における生活については、地域の関係行政機関、関係社会福祉機関との連携を図り、児童生徒や地域の実態に即して充実できるよう養護学校に助言して参りたい。

生涯学習課 中村

市町村教委については、生涯学習・社会教育主管課長会議において、養護学校との連携が図れるよう働きかけていく。また現在県立高校や大学での公開講座に、養護学校の児童生徒が参加できる講座ができるよう働きかけていく。

子供家庭課子育て支援担当 中島

県では、養護学校放課後対策事業として、養護学校に通学する生徒のための養護学校放課後児童クラブに補助金を交付している。16年度予算では前年度に比べ 21.6 パーセント増えている。すべての養護学校放課後児童クラブに助成できるように努力している。今後も財政状況をかながみながら、増加するクラブの補助に勤める。

障害者福祉課地域生活支援担当 小川

支援費によるガイドヘルプサービスは国の基準により通勤・通学等の長期にわたる利用は対象外。平成 16 年 7 月の関東甲信ブロックの会議の結果により、外出の拡大を国に認めてもらえるように連名で要望した。

質疑応答

教育局の「ノーマライゼーション」ってなんだ？

羽田 特振協のノーマライゼーションは県障害者プランと関係ないという発言を渋沢さんがした。

特別支援教育課 渋沢 「彩の国障害者プラン21」の教育の部分の踏まえ、特振協で昨年11月に報告、そういう流れを踏まえながらやっているという表現。

吉原 「分ける教育・分けない教育のよさ、悪さがある」というのはどういうことか。

特別支援教育課 渋沢 分けない教育の大切さもよくわかっている。

大坂 特振協で定員内不合格が話題になり、別の場で考えると云った。教育局交渉ではその問題は特振協で話題にすると云った。

特別支援教育課 渋沢

分ける教育を全面的に否定するのかわかれると否定しない。定員内不合格の問題は、引き続き高校教育指導課が窓口になって対応する。

「付添い」を強いる背景に「分ける教育」が

松森 「合意の下で付き添いをしている」という回答だが、日ごろお世話になっている先生に対して親がいやだというのは本当に先生との関係なども考えてしまうと、わかりましたというほかない。学校の先生がそう言うてるのはその根っこに「分ける」というのがあるのではないかと。共に学ぶ教育をしてほしい。

神田 地域の学校でのせめぎ合いを越えんとけっこう親は地域に根ざそうと思える。でも養護学校に行ったら、社会に出るのはあきらめる。社会に出て行けるという希望を持てるような施策を作ってほしい。



子供家庭課子育て支援担当 中島 放課後児童クラブ。いわゆる地域の小学校に通うお子さんの学童にも障害児を受け入れているところに指導員分が加算できるような助成を実施。



特別支援教育課 渋沢 松森さんの話について、市町村からも話は聞いている。地方交付税の算出根拠の中に介助員が入っていないし、緊急雇用基金を活用してやっているところ今年度で切れてしまう。しかし、県としても通常学級に在籍している子どものことはわかっているが、それでどうという方策は持っていない状況。

木村 盲聾養護学校・特殊学級通とされたが通常学級に行っている子が 737 名。就学相談を受けないで通常学級にいる子どももいるから、かなりの数がある。分け隔てられている現状があるから、支援を求められても何の体制もないので放っておかれる。特振協でも、県はずっとその問題を避けてきた。今回、障害者基本法改正の附帯決議に、「分け隔てられることなく参加できるように」および「障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に育ち学ぶ教育を受けることのできる環境整備」という条項が入った。これは埼玉が



モデルだ。原則は地域で共に。そういう地域がないから施設が必要だとか、特殊学校が必要だとかいうのならわかる。

特別支援教育課 渋沢 これまで学校教育においてはノーマライゼーションが全くなかったということを踏まえ、これを進めていかなければということで、本年度から進めている。特振協では通常学級に在籍している障害児への支援のあり方についての意見もあったが、まず確かな一歩を踏み出さなければというのがある。支援籍制度については全国に誇る制度としてうまく一歩を踏み出したい。盲聾養護学校の教育も大切にしたい。国における議論の中でご指摘のような議論が全くされていないというのは、個人的にはおかしいと思う。

養護学校の子も地域で生きたい

阿久津 特振協での山口薫先生のお話では、すべての子どもが地域の小学校の入学式に臨むようなことが重要だと言われていた。その支援籍というのはすべての障害児にということか。学童のことだが、障害児学童はどちらかといえば親への支援。本人は地域の子ともたちと遊びたいかもしれない。親も地域の学童に申し込んだが無理だといわれ、仕方なく養護学校の学童に行っている。養護学校を出たときに地域に戻って行けるような支援を考えてほしい。寄宿舎はメリットもあるが、本来家で過ごせるようなお子さんが寄宿舎に入ってしまったら親も楽しんでしまって、そのお子さんは本当に地域から忘れられてしまう。



大島 知的障害の養護学校に通っている息子が支援籍の対象になった。説明を受けたが、親が送り迎えをしてほしいといわれた。それでは行く意味がない。ほかの子は集団登校しているのになぜうちの子供だけ送り迎えが必要なのか。

飯島 学童クラブの上級生に多動の子どもがいて、普通の学級に通っており、親が働いている。その親に学童クラブの指導員からなるべく早く迎えに来てほしいという話。1 時にお迎えでは働き続けることが出来ず、パートに切り替えた。通常の子どもと同じように扱ってほしい。

山田 うちの子供は 2 年高校を浪人している。一緒に学ぶ教育が大切というのなら、定員割れている高校を選んで受験しているのに能力・適性がなければ落とすということを、県教委としてどう考えるのか。

特別支援教育課 渋沢 特振協の中で入学式の話が出たが、支援籍の話は協議会ではまだ抽象的だった。現在もまだ具体的な中身はない。今後坂戸市や熊谷市をお願いしていく。送迎の問題は、保護者との意見交換など準備を進めている。学校や市教委に言ってもらえれば私に伝わる。

高校教育指導課 田部井 高校は選抜試験があり、最終的に合否の決定は校長の責任。定員内不合格がないようにというのは今までも校長会などで指導している。山田さんの話も今後も話していきたい。

特別支援教育課 山崎

寄宿舎は遠距離により通学の不便がないように、毎日の生活のリズムを持ちながら過ごす場所。今後も国の動向を踏まえながら。

子供家庭課子育て支援担当 中島 学童の助成金を手厚くという話は予算の枠があるが最大限努力。学童クラブの中に障害児も積極的に受け入れてほしいという話はしていて、それに対する助成金。

大畑 養護学校でほとんど国語や算数がなかった。

介助者 ほかの障害者からも聞いた。彼女はぜひいぶん勉強させられるクラスにいたが、リハビリもきつく、漢字もあまり読めない。勉強ができなかった不満を今もっているという話。

竹迫 私も養護学校の教員。どうして個別教育支援計画を立ててとか、ややこしくする必要があるのか。一歩始めるのであれば、とにかく普通学級の中でこういうことがあるから、どうにかしてほしいとか、それを解決していく姿勢さえあれば進んでいく。高校でも一緒に育っていけるようにとかかわってきたが、定員内不合格の問題、ただ指導するではすまない。

葉山 今まで個人にあった教育と言ってやってきて、漢字も勉強せずに、今大人になって勉強している。社会で生きるということは人の中で生きていくこと。今学校でキレるなどの問題が出ているが、あたりまえだ。一緒に行けない子どもは付き添いをしろとか言われていて、他の子ども達は一緒にどうやっていくかを学んでいない。健常者の側の問題だ。



山下 分けられている教育が長年定着してきてしまって、養護学校に行っている子は地元で完全に存在が消えている。そのことを障害者福祉課や子ども家庭課の人はどう考えているのか。義務教育課では、今年度 737 名の子どもが望ましくないといわれながら通常学級に来ている。特殊学級にも盲聾養護学校が望ましいといわれた子が 274 名。合わせると 1011 人。そういう子どものことを義務教育課、子ども家庭課や障害者福祉課はどう考えるのか。

特別支援教育課 渋沢 人のかかわりの大事さというのを十分踏まえてのこと。分けないことと分けることが両方というのはありえないことだという話だが、ありえることにしていきたい。

障害者福祉課小川 障害者福祉課では、障害者基本法の附帯決議、「あらゆる分野で分け隔てなく」というのは障害者福祉課としても基本としている。1011 人のお子さんの状況、数字は知らなかった。相当数のお子さんがという話は聞いていたが、

義務教育指導課 加藤 それは把握しているが、人数は把握していなかった。学校訪問等で見かけたりして一緒に学んでいるとは把握していた。特にその状況について判断していない。

「手のかかる子」くり出す調査は人権侵害



水谷 普通学級に在籍している障害児を、「ここにははいけない子」とする認識は変わっていない。に関して、データを得るために調査をしているという回答だったが、LD や ADHD という名前が、学校で困った子供を新たにくりだすものとして使われている。この調査票には「児童生徒の人権に十分配慮するように」と書いてあるが、調査すること自体が人権侵害。全く危惧の念を持っていないのか。

県立総合教育センター 山田 調査については、よりよい教育のあり方や教員研修のために 2 年間の調査の一環。国のほうで調査を行っているのと同じ内容のもの。

水谷 6パーセントの全国的結果は出ている。学校で先生が困っていることと、病名をつけて調査するのは別問題。今現在普通学級に行く子供を認識してなくて新たにくりだすというのはどういうことか。新たな差別を行っている。

県立総合教育センター 山田 LD や ADHD を特定するのではなく、対人関係に課題がある子供や学習面や行動面に支援が必要とする子供について状況を把握。

水谷 調査の目的のひとつにそういうことをくりだすことで教職員の理解を深めるということがあがっている。教職員にそういう意識を植え付けることになる。どうやって付き合っていくようになるかと全く別問題。

県立総合教育センター 山田 この調査は全く無作為。

水谷 調査する対象者に全く知らせずに行うことが問題。現にいる障害児を無視して新たな障害児を作り出そうというもの。

県立総合教育センター 山田 障害を新たに作ろうというものではなく、その子に必要な教育的支援を行うために進めるもの。

竹迫 職員の研修のためというが、大体研修という障害の程度はこうという話になり、そうなるとこの子は分けて特別な教育という話になりやすい。

木村 調査の目的や活用方法は調査相手に説明するべき。夏休みにわからないうちにやっしまおうというのは問題。LD や ADHD を特定するのではないというが、確実に入っている。文部科学省との話し合いで、従来の障害児はその調査対象に入っていないと言っていた。埼玉は支援籍と言うが、文部科学省と同じように、今現に普通学級にいる障害のある子供を全く把握していない。支援籍によって居住地交流がやりやすくなるのかと思っていたが、逆に普通学級にいる困った子供を支援籍ということで追いやろうとしている。



白倉 調査の話が出たが、県は勝手にやっているととても迷惑している。子供のときに差別して大人になってどうやって地域の中に生きるといふのか。近所の人が声をかけてくれない。障害児の親は苦労している。親が希望して養護学校というのは否定しないが、地域の学校に通いたい子供や親を支援してほしい。

八木下 施策推進協議会で 1 年間かかって「ノーマライゼーション」はということかずと議論して、「分け隔てられない」となり、障害者プランができた。それに基づいていっているが、同じ県の中でどうしてこんなに違うことになったのか。県教委から出ている文書の中から「ノーマライゼーションに基づく」という言葉を全部削除してほしい。それがあるからみんな混乱する。



特別支援教育課 渋沢 「ノーマライゼーション」を使うなということだが、ぜひ使わせてほしい。この理念を広めたいと思っている。

次ページは、この「総合県交渉」で県から発表された過去 2 年間の県全体の就学指導結果です。盲聾養護学校や特殊学級が望ましいと判定されながら通常学級に就学する子ども達が単年度で 700 人前後おり、昨年の特振協の資料になった調査では、1111 人のそうした子ども達が県内の小・中学校に在籍していることが報告されています。

平成15年度就学指導に係る調査集計結果

平成15年5月1日
特別支援教育課集計

判断	就学先	盲ろう養護	特殊学級	通常学級	猶予・免除	合計
盲・ろう・養護学校 が望ましい		390	265	68	10	733
特殊学級が望ましい		5	1318	623	10	1956
通常の学級が望ましい		1	51	1233	1	1286
猶予・免除が望ましい		0	0	0	0	0
合計		396	1634	1924	21	3975

平成16年度就学指導に係る調査集計結果

平成16年5月1日
特別支援教育課集計

判断	就学先	盲ろう養護	特殊学級	通常学級	猶予・免除	合計
盲・ろう・養護学校 が望ましい		396	274	77	2	749
特殊学級が望ましい		6	1357	660	2	2025
通常の学級が望ましい		0	1	1312	0	1313
猶予・免除が望ましい		0	0	0	0	0
合計		402	1632	2049	4	4087

以下は、15年前の統計です。表の作り方が少しちがいますが、この15年間で小・中学校に在籍する子供の数は、85万人から60万人に減っているにもかかわらず、就学指導委員会のふるいにかける子供の数はほぼ同じであることがわかります。さらに、盲ろう養護学校が望ましいと判断された子供、特殊学級が望ましいと判断された子供は、むしろ増えています。こんなに減っているにもかかわらずです。また、そのぶんだけ通常の学級が望ましいとされた子どもが減っています。障害のある子供の出現率が大幅に変わったということはありません。子どもが減ってもふるいの大きさは変えず、ふるいの穴はむしろ大きくした結果がこれ。

このような作業によって近所の子ども達から引き離して別の場へ送る子供の数を増やした結果、「平成15年5月1日現在、県内の盲・ろう・養護学校に在籍している児童生徒は、4,325人であり、県内の全児童生徒の減少が進む中、平成9年度以降、増加傾向にある。その結果、養護学校、とりわけ知的障害養護学校の慢性的な教室不足の状態が続いている。」と特振協報告が述べる異様な状況が生まれたことがわかります。

そんな状況を考えると、「特殊教育を拒否して通常学級で共に学んでいる障害児の数は減り気味であるとはいえ、決して無視できない重みをもっているといえるでしょう。」

参考：市町村就学指導委員会での審議、措置判断、特殊教育拒否等の件数(1988)

審議 総件 数	特殊教育 への措置 判断件数	措置判断の区分け		特殊教育への 拒否件数	就学猶予免 除措置
		特殊学級	盲ろう養護学校		
3867	2183 (56.5%)	1575(72.1%)	608(27.9%)	846(38.8%)	33(0.9%)

(県立南教育センター研究報告集第233号「心身障害児の就学指導に関する調査研究」1991年より)

親3人のレポート：なぜ親に付き添いさせるの？

付き添いの現場からの声・声……でも、やっぱりみんなの中で

これ以上関係が悪くなったらという思いで

入学式の二日前に、担任の先生付き添いについて確認をした。2週間から1ヶ月程度様子を見て、慣れてきたら付かなくてよいというものだった。

しかし、日がたつうちに、付き添っているのがあたりまえになった。朝 7:30 に家を出て、午後 3:30 に家に帰る毎日。私が体調を崩し、学校を休ませた日もあり、委員会に相談すると、「委員会では、机、手洗い場の設備は整えた。初めから介助員は付けられないと言ってある。」と言われたので、ほかのよい案はないかと聞いたが、「無償では、ボランティアなどだれも来ない。ハイ、ソレデハ！」と電話を切られてしまった。その後、A大学に聞いてくれるとは言ってくれたが、いまだに連絡はない。

6月になり、先生と私も体調を崩した。そして、感情的なやり取りがあった。かなり差別的なことを、子供本人と他のクラスの子どもの前で、大声で言われた。そして、「今後はお母さんが授業中もそばで見てください。特に、長い休み時間は教師の休憩時間なので、めんどくさい見れませんから、その時間は特に」ということなので、言われたとおり、私が付き添っている。

今は、この付添っていることが、強要によるものかと聞かれたら、前に先生に言われた「今年1年間は引き受けたので見ますが、担任はおりさせていただきます。もうこりごりです。」とか、「養護や特学で低学年を過ごし、自立できるようになってから普通級に入れば、先生の手を煩わすことがなかった。」という発言が頭から離れず、学校にお任せできないという気持ちがあるので、正直なところ、よくわからない。でも、私が付き添っていると、子供同士のコミュニケーションが取りにくくなっている。子ども達は、私を介して満里奈と話したり、私と話しているほうが多かったです。……先生と子供とのコミュニケーションもない。私と子供で、学校にいる。二人で授業を聞いている。二人だけで……と言う感じで、孤立している。

せっかく普通級に入学したはずなのにと思うが、「普通級に入学させてもらったのだから」とか、「これ以上先生との関係が悪くなったら……」という思いが、胸にいつもある。何かよい方法はないかと、社会福祉協議会にボランティアをお願いしたが、いまだに返事がもらえていないというのが現状です。

子供が笑顔で普通に生活できること、それが私の願いです。(D)

安全を保証できないと言われたが地域の学校へ

4月より長男に付き添い、学校に通っています。就学時の相談では、「安全を保証できない」として、養護学校へ行くようにとの判定でした。うちの子は骨・筋力が弱く、転倒すると危険なので、元気いっぱい的一年生の中で過ごすとなれば、注意してみなければなりません。しかし、子供にとって、ほんとうにその方がよいのだろうか……。

B小には、姉が通っています。新一年生になる近所の友達もいます。友達づくり、勉強、将来のことも含め、よくよく考えました。本人の希望もあり、地元の小学校へと気持ちが固まりました。

幸い校長先生は理解のある方で、入学にあたりいろいろ相談にのってくださいました。教育委員会のほうからは、介助員は付けられないということでしたし、最初から本人だけで入学させるというのはかなり不安がありましたので、私が付き添うことにしました。なぜ、介助が必要という意味では全く同じなのに、多動の子には介助が付き、肢体不自由の子にはつかないのでしょうか。これはいまだに納得できません。

一学期が終わりましたが、先生に支えられ、お友達に支えられ、楽しく学校に通うことができました。6月ごろからは、授業中私が言えに帰れる時間も作ってくださり、家の用事もできるようになりました。だんだんと私の手を離れていくことと思いますが、不慮の事故、また担任の先生に多大な負担がかかるのでは、という心配があります。そのようなことにならないように、早期に対処していただきたくお願い申し上げます。(E)

付添いいやなら欠席でと言われたことも

C町で地域の小学校へ私どもの子どもは通っております。子供が小学校へ通い始めて間もなく、当時の担任の先生から保護者へ付き添いをお願いがありました。

私どもは付き添いで学校へ参りました。子供の付き添い以外に、集金袋を預かったり、担任の先生が出張等で不在だったときの先生の代わりや、学校の掃除などもしておりました。遠足では保護者の付き添いが嫌なら欠席でというお話でしたので、私ども親子のみ現地集合・解散で遠足に参加したこともありました。

小学校3年生になった今も、体力測定や校外学習、プール、学校行事等、保護者へ付き添いの協力のお願いがあります。子供がお世話になっている先生方だからこそ、付き添いのお願ひがあるときは辛く、悩んでしまいますし、それ以上に保護者がそれを拒むこと自体、大変難しいことなのです。

どうか、こうした保護者である私どもの気持ちを理解して頂きたいと思っております。(F)

県教育局との交渉の感想

山田 町子(その子も地域の公立高校へ埼玉連絡会)

わけのわからない埼玉のノーマライゼーション

埼玉県では昨年、ノーマライゼーションの理念に基づき教育をどのように進めるかについて特振協で話し合われた。これまで普通学級の中の障害者は本来ここに来るべきではないとして排除されてきたがこれからは障害がある子どもも共に学ぶことがあたりまえになっていくのかと期待された。しかしその検討結果を見ると、障害のあるなしに関わらず共に学ぶのではなく、現在普通学級で学んでいるLD、ADHD、高機能自閉症等の生徒に対して特別な教育をしていくというものだった。そして現在その選別はすでに始まっている。障害児はこれまで通り特殊学級、養護学校へと分けられて行く。教育局は交渉の中で、分ける教育と分けない教育を両立させるなどとわけのわからないことを言っている。会場からは「ノーマライゼーション」という言葉を使うな」という意見も出た。ノーマライゼーションのとなえかたが根本的にまちがっているんだなと思う。

どうなる？障害者の普通学級高校進学

教育局があいかわらず障害者は特別なところだ」という姿勢を変えていない中で、障害者の普通学級進学は厳しいといわざるを得ない。教育局は定員内不合格はあつてはならないと言いつつ、高校は義務教育ではないのだから選抜試験があり、その高校の教育を受けるに足る能力、適性がなければならぬと言っている。しかも、「リミテーション」が取れないのでほとんどその高校に入りたくないという意思がわからない。どうしてか。

高校には勉強についていけない生徒もたくさん通っているし、また必ずしも通っている高校に行きたいと思っている生徒ばかりではない。教育局の掲げたこれらの理由は、障害者を締め出すことだけとしか思えない。

どうする？これからの高校入試

障害者の普通学級進学は義務教育とは違う困難な問題がある。ひとつは高校へ行けなかった場合どうするかだ。家でふらふらしているのは本人にとっても家族にとってもつらい。また定員割れしている高校は定時制が多いが、夜通うのは大変だし、送り迎えが必要だと家族の負担にもなる。高校出てみちみち将来は作業所へ行かないか、無理に普通学級へ通わせることはないと言つ人もいる。親も9年間普通学級に通わせる中でどうなるか、さまざまな事情で頑張りたくても元気が出ないときがある。養護学校でもいいか、という気持ちにもなっている。

本場の「ノーマライゼーション」はどうか。小学校、中学校と普通学級の友達の中でワイワイやってきているのを見て、やはり本音は普通学級にやりたいと思つている親も多いのではないだろうか。何より子供の気持ちはどうなんだろう。少なくとも自分の子どもを見ていて、同年代の子ども達との付き合いを望んでいるのがよくわかる。門が開かれていないところに入らざるを得ないし、いじめ、同じ思いをして悩んでいる親同士で訴えていくことはできないだろうか。親からの要望が多ければ教育局としても無視はできないと思う。そこで今度例会がありますので、もう進路を決めてしまった人、まだ迷っている人、関心のある方ぜひご出席下さい。(10月16日午後1時半、南浦和・へんぎん広場)

「教育の欠格条項」めぐり文部科学省交渉

教育の欠格条項をなくす会準備会

(新座市大和田4-14-1 ふくしネットにいが内 048-479-3799)

「分ける教育」を基本とする学校教育法および同施行令を「欠格条項」とし、「分け隔てない教育」を基本にし「分ける」ことは例外である形で法令を改正せよと求める「教育の欠格条項をなくす会準備会」(事務局・ふくしネットにいが内)は、8月19日、参議院議員会館において第1回目の文科省交渉を行いました。岡崎トミ子議員を通して質問書を提出し、それに伴う交渉として行われました。

出席者は、文科省から山下和茂特別支援教育課長と生方裕特別支援教育振興係長、国会議員の岡崎トミ子さん、神本恵美子さん(いずれも民主党)と高野博師さん(公明党)。そして、団体は教育の欠格条項をなくす会準備会、障害児を普通学級へ全国連絡会、DPI日本会議。その他千葉・東京・埼玉の人々等が参加しました。

山下特別支援教育課長は、岡崎議員から請求のあった「全国の就学指導にかけられた子どもの数」については、市町村の自治事務であり、把握していないという逃げの答弁をしていましたが、詰めた結果、次回までの宿題として、調査をどんな形でいつまでにできるかを検討することになりました。

また、現在「特別支援学校」や「特別支援教室」の法制化のありかたについて検討を行っている中央教育審議会(中教審)特別支援教育特別委員会が中間報告を近々まとめますが、その際パブリックコメントを行うことを言明しました。なお、この委員会の審議事項となっている「通常学級にいるLD、ADHD等の児童生徒に対する支援の仕組みについて」の「等」に含まれるのは、高機能自閉症、アスペルガー症候群のような、自閉症に類するもので、従来の知的障害や身体障害などは含まないとの見解も明らかになりました。

法令的に存在するはずのない施行令22条の3対象で、なおかつ「認定就学者」にもなっていない多くの障害をもつ子ども達が通常学級で学んでいることが、こちら側の調査により、埼玉はじめいくつかの県教委の資料から数字的に明らかになっています。しかし、山下課長は、それらの子ども達の存在は認めながらも、「今までの障害児、LDとかそういう以外の、障害の子ども達については、それぞれの設置者や学校の判断で適切な配慮がなされていると思う」、「そういった方々(LD等以外の子ども達)を無視して、学校現場で体制整備が行われていることはありえないこと」など、その実態把握も行わないまま、市町村まる投げの発言をしていました。

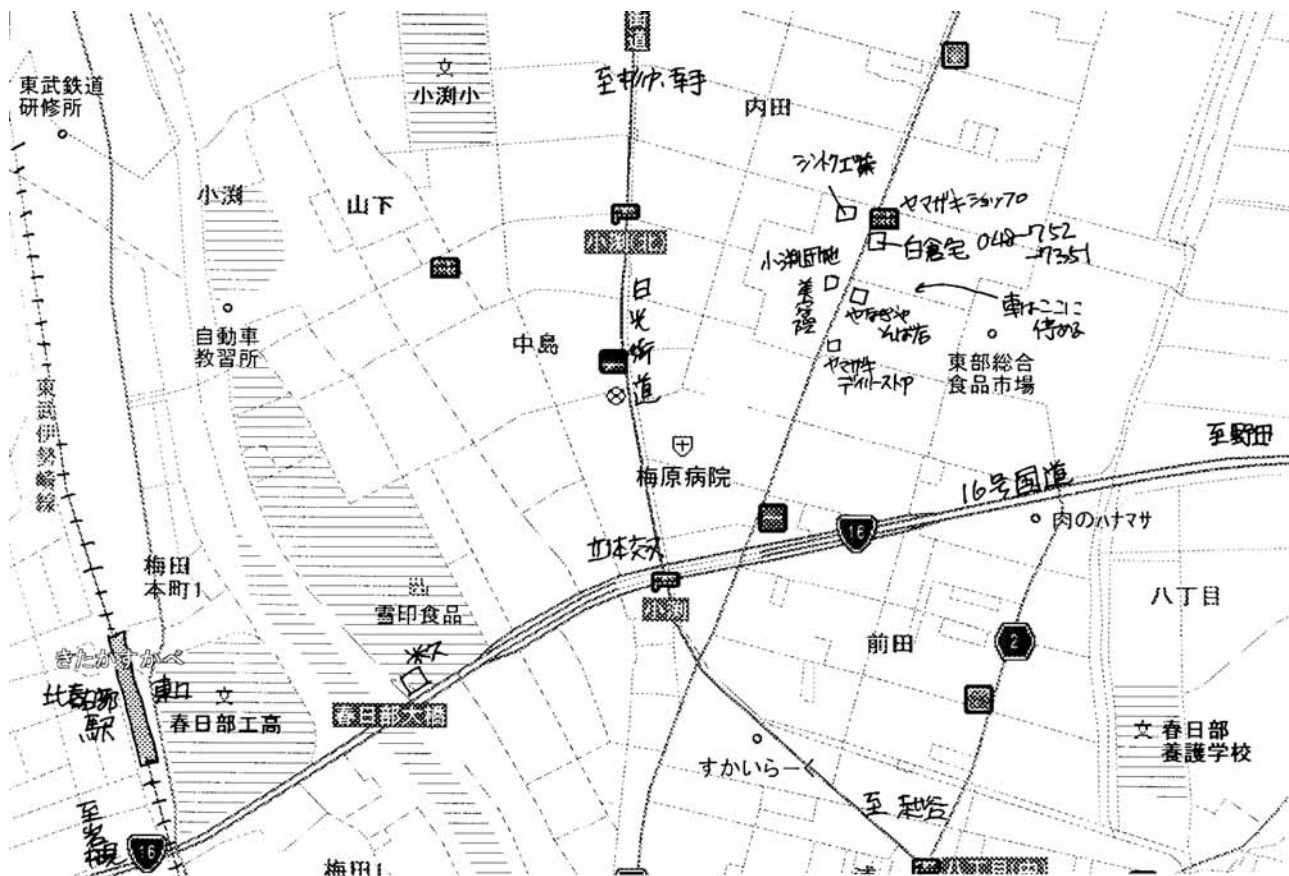
障害者基本法の付帯決議の解釈に関して、山下課長からは「これは議員立法だから」とか「附帯決議に関しては各会派いろんな考えがある」と本音をチラリとぞかせていましたが、神本議員が、「分け隔てられることなく」、「共に育ち、学ぶ教育を受けることのできる環境整備を行う」というのは、行政に対する国会の意志である、全会一致の決議であって解釈をどうこうするのではない、ことば通り受け止めてやって頂きたい、と一喝。課長は発言を訂正し、「付帯決議も含め、周知徹底させるよう一生懸命考えさせて頂き、やっていきたいと思つ」と答えていました。

第2回の文部科学省交渉を、10月21日(木)に予定。国会ロビー活動もあわせて行います。

誰でも参加できるイベント情報 9・10月

- 9月**
- 21日(火) わらじバザー品物集め・武里団地全地区
午前11時～午後3時 各地区集会所・東武ストア前
 - 22日(水) 第3回越谷市職場参加・就労支援連絡会議
午後1時 越谷市中央市民会館 (傍聴可)
 - 24日(金) ケアシステムわら細工運営委員会
午後6時 暮らしセンター・べしみ
 - 21日(火) わらじバザー品物集め・武里団地全地区
午前11時～午後3時 各地区集会所・東武ストア前
 - 28日(火) わらじバザー品物集め・武里団地全地区
午前11時～午後3時 各地区集会所・東武ストア前
 - 29日(水) ノーマライゼーション研修セミナー「生活と権利」コース第1回
「自己決定」と「一緒にいること」
午後1時半～ はあとねっと輪っふる
 - 30日(木) わらじバザー品物集め・武里団地全地区
午前11時～午後3時 各地区集会所・東武ストア前
ノーマライゼーション基礎セミナー第1回
「仕事・ともに働くということ」
午後1時半～ はあとねっと輪っふる
- 10月**
- 2日(土) 東部地区共に学ぶ学校・高校おしゃべり会
午前10時～ 春日部・白倉さん宅
「生活と権利」セミナー企画調整会議
午後3時 暮らしセンター・べしみ
 - 3日(日) わらじバザー品物集め・武里団地全地区&しわけ・値付け
午前11時～午後3時
 - 4日(月) 教育の欠格条項をなくす会準備会
午後6時 ウィズユーさいたま(さいたま新都心)
 - 9日(土) 障害者の職場参加を考える会運営委員会
午後1時 職場参加活動センター
 - 10日(日) 2004 交通アクセス・INくまがや
「あらためて問い直すノーマライゼーション」
県内各地で集合～電車・バスに乗って熊谷へ大集合
～11日(月) 第6回 障害児の高校進学を実現する全国交流集会
場所：ワークピア広島
 - 11日(月) わらじバザーしわけ・値付け
午前10時～ ぶあく前、べしみ等
 - 12日(火) どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会事務局会議
午後8時 南浦和・ぺんぎん広場
 - 16日(土) どの子ども地域の公立高校へ 定例会
午後1時半 南浦和・ぺんぎん広場
 - 17日(日) 「共に学び・働く街INこしがや2004&わらじバザー最終準備
午前10時～ ぶあく前、べしみ等
 - 20日(水) 障害者の職場参加を語る会
午後1時半 職場参加活動センター
 - 21日(木) 教育の欠格条項・文部科学省交渉(予定)
参議院議員会館?
第4回越谷市職場参加・就労支援連絡会議

おしゃべり会会場・白倉さん宅への地図



速報 中教審 特別支援教育「中間報告」素案が出ました

中央教育審議会が初等中等教育分科会に特別支援教育特別委員会を設置して制度のあり方に関する検討を重ねてきましたが、このほど「中間報告」を取りまとめた公表するところになり、その素案が出されました。この素案には文科省の現在の考え方がよく示されています。

まずこの夏埼玉県が行った調査と同じものを文科省は2年前に行っています。その結果について通常の学級に在籍している児童生徒のうち、LD、ADHD、高機能自閉症により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている者が6%程度の割合で存在する可能性が示されておりと述べています。LD、ADHD、高機能自閉症の診断ではないと言いつつ、LD、ADHD、高機能自閉症の疑いのある者の洗い出しであったことを、国自身が認めています。このような問題のある調査を、県が県内すべての学校のすべてのクラス担任にやらせた責任は重大です。

次に現在の「自費養護学校」を、障害種別を超えた「特別支援学校(仮称)」とする制度改正が提案されています。ただ、一律でなく地域の事情に応じて整備していくとしており、「可能な限り複数の障害に対応」とか「同一障害の児童生徒による一定規模の集団」とか各障害種別ごとの専門性など、中での分け方について考慮すべきとしています。また、小中学校に在籍するLD、ADHD等の児童生徒に対しては、「小中学校等における特別な指導内容・方法が十分に確立されていない状況にかんがみ」、「特別支援学校が高い専門性を生かし」、教員や保護者に対する相談や子供に対する通級指導、巡回指導などが提案されており、地域の情報やセンズを知らないうち養護学校の「常識」がそのまま通常学級に持ち込まれてくる危険性を感じます。

つまり現在の「固定式」の特殊学級を廃止して通常学級に在籍させて必要な時間のみ特別な場で教育する「特別支援教室」案については、当面は研究段階にとどめ引き続き検討するとしています。代案として、通常学級に在籍するLD、ADHD等の生徒の支援を特殊学級の教員が行うなどの方向や、通級指導についてその対象にLD、ADHDを加える等の見直しを行うといった現行制度の弾力的運用が提案されています。分離を原則とした就学の根幹には手をふれないまま「通常学級に在籍」を語る矛盾があらわになりました。

就学については、十分な制度の周知を図りつつ、保護者の理解を得られるような形で就学指導を、「いつ決まり文句で終わっています。高校については高等学校在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等の生徒に対する指導及び支援のあり方」について検討が必要と「洗い出し」の発想のみで、障害児に「門戸を開く」とは思わなく考えられていません。